

第3章 消費税の知識

1 消費税法の知識

消費税は、課税期間の課税売上高の3%相当額から、課税仕入高の3%相当額を控除した残額を納税することになっています。簡単に言うと「売りと買いの差益の3%を納税」するわけです。

ただし、消費税法の「売り」と「買い」は、普通の会計常識とは異なる考え方をします。

「売り」の「課税売上」とは、次の4点すべてに該当する取引です。

- (1) 日本国内で行われる取引のみが課税対象取引で、言い換えると、外国での取引は不課税となります。
- (2) 事業者が同種行為を独立して継続。言い換えると、単発行為ならば不課税となります。
- (3) 対価を得て行う反対給付としての対価性。言い換えると、無償ならば不課税となります。
- (4) 資産の譲渡・貸付・役務の提供等。この「等」の範囲が非常に広いのが特徴です。

この「課税売上げ」に該当しても「非課税又は免税」と特記された次のような例外があります。

- ① 土地の譲渡・貸付
- ② 有価証券の譲渡
- ③ 利子・保険料
- ④ 物品切手の譲渡
- ⑤ 行政手数料
- ⑥ 社会保険医療
- ⑦ 社会福祉事業
- ⑧ お産費用
- ⑨ 埋葬・火葬料
- ⑩ 身体障害者用品
- ⑪ 学費・入学金
- ⑫ 教科書の譲渡
- ⑬ 住宅の家賃
- ⑭ 輸出取引

「課税仕入れ」は、簿記会計の「仕入」とは、まったく異なった考え方をします。

通常の処理では、「仕入」とは考えない「経費の販売費・管理費」「償却資産の取得代価」を「課税仕入」に含めます。

この反面、下記の事項は「課税仕入れ」には該当しないと明示されています。

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 給与賞与人件費 | ② 減価償却費 |
| ③ 租税公課 | ④ 引当金準備金の繰入損 |
| ⑤ 社会保険料の事業主負担額 | |
| ⑥ 慶弔禍福の贈呈金 | ⑦ 寄付金 |
| ⑧ 地代 | ⑨ 支払利息 |
| ⑩ 保険料 | ⑪ 諸会費 |

費用収益対応の原則を無視します。減価償却は即時、棚卸高の増減も無視します。

極端な例ですが、ビルを建築すると建築費の消費税が還付されます。

また、3年後に売却する予定で当期に商品仕入れを行うと、仕入分の消費税は先行的に還付を受けられます。その代わり、3年後の売却年度では控除額はゼロとなります。

課税売上年3千万円の免税点以下の事業者は、納税義務が免除されます。課税売上が3千万円を越えても、5千万円未満の場合は「限界控除」を適用して、税負担を軽減するよう手当てされています。課税売上2,999万円の場合と3,001万円の場合とでは、税負担後の手取り額が逆転減少する不合理を是正するためです。

なお、小規模企業の実情を配慮して、課税売上4億円以下の事業者の場合には、納税者が選択すれば課税売上だけを算定して、納税額を簡単に計算する方法の簡易課税制度があります。

簡易課税制度では、「課税仕入」の実額計算が不要なので、税額計算の手数が半減され簡便です。業種により利幅は千差万別ですが、その事業者の売上原価率を、90%、80%、70%、60%のいず

れかとみなすわけです。

事業が多角経営の場合は、加重平均的な計算法で、みなし仕入率を算定します。

本来ならば、「課税仕入」は実額計算を行うべきです。この「原則課税」(一般課税方式と呼ばれます)の例外が「簡易課税制度」です。簡易課税は、選択できるので「選択届出書」は必須です。

課税売上げ額が免税点以下の免税事業者は、消費税申告は必要ありません。

しかし、次の場合には外部への支払い対価の中に消費税が含まれています。

① 巨額の償却資産(例えばビル)を取得する場合。

② 輸出業者が輸出品を国内で仕入れる場合。

このような場合には、「課税事業者」となりたい旨の「選択届出」を行い、「簡易課税」を選択しないことにより、消費税が還付されます。

【納税義務者とは】

課税資産の譲渡等を行う・事業者のことです。輸入の場合は、輸入業者ということになります。

- ① 課税資産とは、非課税・免税と特記された例外を除くすべての資産。
- ② 譲渡等とは、「等」が非常に広範囲で、サービスの提供、貸付を含む。
- ③ 事業者とは、個人事業者と法人のことをいい、有償による資産の譲渡等を、反復・継続かつ独立して遂行する者。
- ④ 課税資産の譲渡等を行っても、事業者でなければ納税義務はない。

【課税期間】

納付する消費税の計算期間のことをいいます。

- ① 法人の場合は事業年度。
- ② 個人事業者の場合は暦年。

(1月1日より12月31日)

【基準期間】

- ① 個人事業者は、その年の前々年。
- ② 法人の場合は、前々期。
(6ヶ月決算の場合は、改定した前々期)

【申告・納付の手続き】

「確定申告」と「中間申告」があります。

(1) 確定申告

確定申告書を提出するとともに、その申告に係る消費税を納付しますが、個人事業者の場合と法人の場合とでは申告・納税の期限は異なります。

① 個人事業者の場合、翌年の3月末日。

② 法人の場合は、事業年度終了からの2ヶ月以内。

(2) 中間申告

直前の課税期間の年税に応じて、次のようになります。

- ① 直前の課税期間の年税額が60万円以下の場合、中間申告と中間納税は不要となり、年1回の確定申告と納付となります。
- ② 年税額が60万円を超える場合、前年の年税額の2分の1を6ヶ月経過後に申告と納税を行います。この場合、確定申告と併せて年2回の申告と納税を行うことになります。
- ③ 年税額が500万円を超える場合、前年の年税額の4分の1の額までを3ヶ月毎に申告と納税を行います。この場合、確定申告と併せて年4回の申告と納税を行うことになります。

(3) その他

前年実績によらずに仮決算を行い、申告と納税を行うこともできます。

2 消費税の会計処理

取引金額の中には「消費税相当額が含まれている」とみなされています。

それは、当事者が認識しているか否かに関わりなく、消費税含みで取り引きされたことになるのです。ですから、売買価額500円の場合は100%+3%で構成された金額が取引価額の合計であるとみなされます。分解復元計算は100対3の割合なので、本来の取引価格は $500 \div 103 \times 100 = 485.43$ 円となります。

また、消費税相当の金額は

$$500 \div 103 \times 3 = 14.56\text{円}$$
とみなされます。

消費税の端数処理は、個々の取り引き額の1円未満の端数を①切り捨て ②四捨五入 ③切り上げのいずれかの処理でも構わないとされています。

しかし、原則は税込み取引年額 $\div 103 \times 3$ の算式で納付すべき消費税を計算します。

ただし、個々の取り引きを区分して消費税を「積み上げ」計算している場合には、積み上げ金額の合計額を課税期間の消費税額とすることができます。

会計処理は、消費税額を取り引きの都度処理する方法と期末で一括処理する方法の2つがあり、いずれの方法を採用するかは、企業の任意とされています。

また、消費税額を区分経理する（税抜き）方法と売上・仕入をそのまま経理する（税込み）方法がありいずれかの方法で経理するかについても、企業の任意とされています。

(1) 区分経理（税抜き処理）

税抜き処理の場合、「消費税は企業を通り抜け るだけ」と考えます。

売上分の消費税は、負担の増加となる仮受消費税の貸方処理を行い、仕入分の消費税は資産

の増加となる仮払消費税の借方処理を行います。

期末の決算整理で、仮受けと仮払いを相殺し 差額を決算残高として表示します。この差額は、理論的には確定申告による還付または納付額と一致するはずです。

しかし、実際は消費税の確定申告による還付額または納付額には差額が発生します。この差額は、訂正益（益金）または訂正損（損金）として決算処理を行います。この決算処理は、税法で強制されています。

(2) 税込み経理

税込み経理の場合、消費税の金額は損益に影響を及ぼしますが、それは3%分だけ収入と支出両建て膨張の形となるからです。

消費税の確定申告のためには「 $\div 103 \times 100$ 」または「 $\div 103 \times 3$ 」の算式で、「課税標準」と「消費税額」を区分して復元計算を行います。

この結果、課税期間に対する税額が算定されます。

この場合、消費税の確定申告による納付税額の処理は、次の2つの方法のいずれかを任意選択します。

① 期末の未払い税額分を

（借）費用／（貸）負債 の形で当期の費用として処理する。

② 翌期で納税した際に

（借）費用／（貸）現預金 として、翌期の費用とする。

また、消費税の確定申告による還付税額の処理方法についても、次のいずれかを任意選択します。

① 期末の未収還付税額を

（借）資産／（貸）収益 の形で当期の収益として処理を行う。

- ② 翌期の還付入金時に
 - (借) 現金／(貸) 収益 として、翌期の収益とする。

3 消費税法の改正

消費税法の一部が平成6年11月25日に改正され、平成6年12月2日に公布されるとともに、地方消費税が創設されました。

なお、この改正は平成9年4月1日から施行されます。主な改正事項は次のとおりです。

(1) 消費税率の引上げ

- 消費税率が現行の3%から4%に引き上げされました。

(2) 中小事業者に対する特別措置の改正

- 基準機関がない法人の納税義務の免除の特例の創設

- 簡易課税制度の適用限度額の引下げ
簡易課税制度を選択することができる基準期間における課税売上高が4億円から2億円に引き下げられました。

- 限度控除制度の廃止

(3) 仕入税額控除制度の改正

- 仕入控除税額の計算改正
課税仕入れに係る支払対価の額（税込金額）に105分の4を乗じて計算した金額を仕入控除税額とすることとなりました。

- 仕入税額控除の適用要件の改正

(4) 申告関係の改正

- などです。